

経済産業局の概要

経済産業省
地域経済産業グループ
地方調整室

平成20年7月

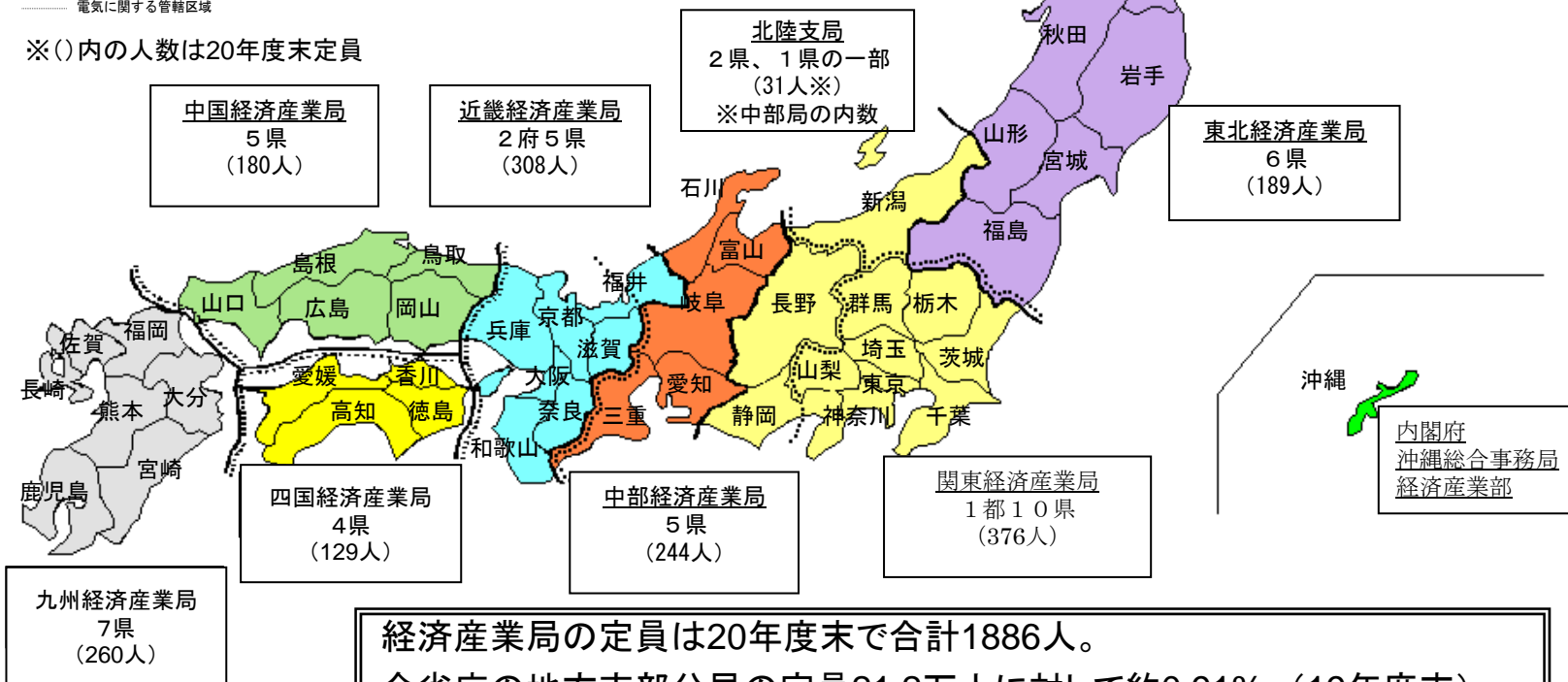
経済産業局の概要

(括弧書きは電気に関する管轄区域)

名称	位置	管轄区域
北海道経済産業局	札幌市	北海道
東北経済産業局	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 (新潟県)
関東経済産業局	さいたま市	東京都 茨城県 群馬県 栃木県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 新潟県 長野県 静岡県 (新潟県 長野県 静岡県除く)
中部経済産業局	名古屋市	岐阜県 愛知県 三重県 富山県 石川県 (長野県 静岡県)
電力・ガス事業北陸支局	富山市	富山県 石川県 岐阜県の一部、(福井県の一部)
近畿経済産業局	大阪市	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 福井県
中国経済産業局	広島市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国経済産業局	高松市	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州経済産業局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部	那覇市	沖縄県

注：—— 管轄区域
 電気に関する管轄区域

※()内の人数は20年度末定員



経済産業局の定員は20年度末で合計1886人。
 全省庁の地方支部分局の定員21.2万人に対して約0.91%。(19年度末)

経済産業局の主要所掌業務と担当部

部門	部名	所掌業務内容
総務部門	総務企画部	<ul style="list-style-type: none"> ①人事・会計・広報等の事務の総括 ②地域の景気動向等の調査 ③地域施策全般に係る企画・立案
産業部門	地域経済部	<ul style="list-style-type: none"> ①産業クラスター計画の推進 ②地域産業活性化人材の育成、地域経済の振興 ③新事業・ベンチャー支援関連法令・補助金の施行事務等、新事業創出の支援 ④産学官連携、特許等の流通促進、地域新生コンソーシアム事業等を通じた企業の研究開発支援 ⑤航空機・武器・化学兵器・伝統工芸品・繊維等の業界所管・関連法令施行事務
	産業部	<ul style="list-style-type: none"> ①割賦販売・訪問販売・製品安全等消費者保護に関する法律施行・相談業務 ②中小企業を対象にした法律施行・補助金交付事務 ③商工会議所等中小企業関係団体所管事務 ④商店街振興及び大店立地法等流通対策 ⑤企業立地の促進、工業用水等の整備 ⑥アルコール事業法施行业務 ⑦新連携の推進
資源部門	資源エネルギー環境部	<ul style="list-style-type: none"> ①リサイクル、省エネルギー推進、新エネルギー導入促進関係の施策普及・法律施行业務 ②石油、液化石油ガス、鉱業権等関連業者からの登録・申請、交付金・補助金事務等 ③電気・ガス事業に係る許認可等業務の管理 ④電源開発促進

(様式2)

市場化テストの実施に関する回答（事務・事業単位）

地方出先機関名	経済産業局	府省名	経済産業省
事務・事業名	消費者相談に係る事務		
事務・事業の類型 ※ 該当する類型に○印を付けること	1. 施設の管理・運営 2. 研修 3. 国家試験等 4. 相談 5. 広報・普及啓発 6. 検査検定 7. 徴収 8. 統計調査 9. 公物管理 10. その他		
事務・事業の概要等	経済産業省が所管する商品・サービスの消費者取引に関する相談・苦情の受付・対応を実施。 受付・対応には、各種法律等の専門知識を有する職員及び消費生活アドバイザー資格を有する非常勤職員（消費者相談員）が当たっている。		
事務・事業に係る予算額(20年度)	約59百万円（8局合計）		
事務・事業に係る定員(20年度)	4人（定員の無い局は併任業務として実施）（8局合計）		
業務量に関連する指標の実績値	平成19年度苦情・相談受付件数：約13千件（8局合計）		
外部資源の活用状況 （外部委託を実施している場合）	苦情・相談対応業務に消費生活アドバイザーを活用している。		
市場化テストの実施の可否 ※ 該当する方に○印を付けること	1. 可 2. 否		
市場化テストを実施する場合	1. 入札種別（官民競争入札又は民間競争入札） 2. 入札実施予定時期 3. 事業開始予定時期 4. 契約期間		
市場化テストを実施しない場合の理由	消費者からの苦情相談対応業務（以下「相談業務」）は、行政処分につながりうる案件を扱い、また、関連法規の解釈にあたって、行政庁による個別の判断が随時必要となるため、行政庁が直接その業務を行う必要がある。 また、民間から消費生活アドバイザーの資格を有する者の活用を既に多数図っており、コスト面を含め相談業務を効率的に実施している。 上記により相談業務は市場化テストに馴染まない業務と考えられる。		

消費者相談が市場化テストに馴染まない理由

1. 相談の現状

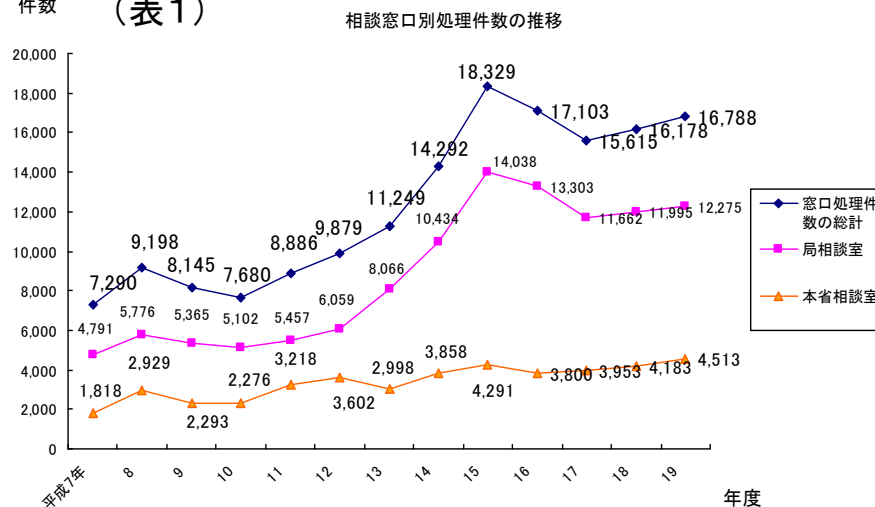
○経済産業省の消費者相談窓口は、当省の所管する政策や事業者の処分等に関する相談、苦情、意見の受付、製品事故等の相談窓口となっており、専門性を持った職員や消費生活アドバイザーの資格を持った相談員が責任を持った適切な回答を行っている。

* 特定商取引法、割賦販売法等クレジット関係、先物取引、製品事故、リサイクル、電力・ガス関係、化学物質等幅広く担当

○各地の消費者生活センター、警察署、消費者団体、弁護士、司法書士等からの法令解釈や対応の方法等の問合せも増えており、事例に則して適切にアドバイスしている。相談者とすれば、経済省の相談窓口に関われば、即座に回答を得られるため、相談先として利便性が非常に高い。

○消費者からも、一般の相談や問い合わせの他、強硬に事業者の行政処分を求めたり、行政に対する苦情、不満、意見を行政当局に直接言いたいという者も増えてきているが、これらも有効な情報源として法執行等に反映させている。

件数 (表1)



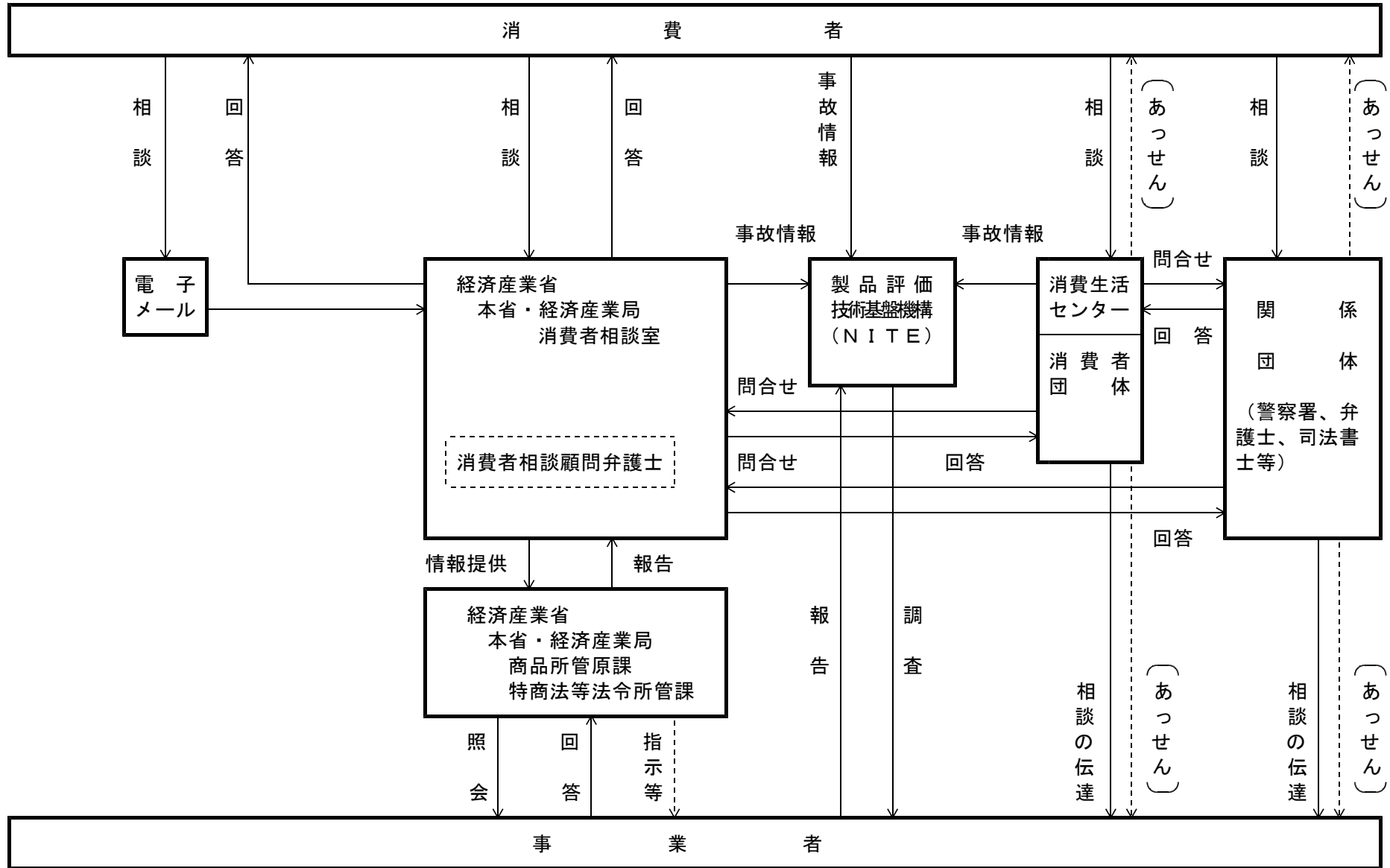
(表2)

	消セン、団体、弁護士等から経済産業省の相談窓口への問い合わせ数	うち地方局への問い合わせ数
平成15年度	3,349	2,892
平成16年度	3,192	2,751
平成17年度	3,779	3,390
平成18年度	3,935	3,451
平成19年度	4,203	3,718

2. 馴染まない理由

- 経済産業省の消費者相談業務に関して市場化テストを行った場合、法令解釈、悪徳事業者との対応の方法等適切なアドバイスができず、苦情等を聞くだけで終わってしまう可能性がある。消費者側からみれば、窓口が増えただけにすぎず、回答を得るまで余分な時間がかかりフラストレーションがたまる結果となるばかりか、国の提唱する消費者保護、消費者への迅速な情報提供等が行えない結果となる。また、国が直接消費者の相談を受け付けることで、法律違反を行っている事業者への迅速な行政処分に繋がるという利点がある。
- 事前に一般的な相談対応マニュアル等を配布したとしても、法令等の解釈は、取引事例に則して慎重な解釈が求められ、また、最近の悪徳業者等の巧妙な手口など、法の網の目を潜るような取引形態に対してはそのマニュアルでは対応できない場合が多い。結局、行政当局への問い合わせとなり、相談者にとっては二重手間となる。
- 消費者が直接、行政当局に意見や情報提供を行うことは、消費者政策に反映させるための有効な手段であるが、行政当局に情報が入るまでの間に窓口が二重にも三重にもなることは行政の効率化とはならない。
- 消費者相談の担当者は、特定商取引法、商品取引所法、割賦販売法、消費生活用品安全法等の立入検査、執行業務を併任している職員が多く、消費者相談部門を切り離したとしても、その部分定員は僅かである。

経済産業省の消費者相談受付体制



消費者相談件数表(平成17年度～19年度)

事 項	平成19年度	平成18年度	平成17年度
割 賦 関 係	980	1,168	908
割 賦 販 売	621	753	511
前 払 割 賦	359	415	397
特 定 商 取 引 法 関 係	8,436	7,051	7,481
訪 問 販 売	2,433	2,452	2,582
通 信 販 売	1,569	1,675	1,957
いわゆる出会い系サイトの利用トラブル等	601	644	807
電 話 勧 誘 販 売	947	843	974
連 鎖 販 売 取 引	1,086	709	780
特 定 継 続 的 役 務 提 供	2,103	1,026	861
業 務 提 供 誘 引 販 売 取 引	298	346	327
先 物 取 引 関 係	570	830	—
契 約 そ の 他	1,412	1,599	2,281
製 品 関 係	1,684	1,572	1,199
品 質 性 能	360	342	235
安 全 性	291	243	115
サ ー ビ ス	792	725	524
表 示	154	169	246
規 格	19	23	13
計 量 ・ 価 格	68	70	66
個 人 情 報 関 係	104	116	—
そ の 他	3,602	3,842	3,714
根 拠 の な い 請 求 等	372	827	1,001
合 計	16,788	16,178	15,583

(様式2)

市場化テストの実施に関する回答（事務・事業単位）

地方出先機関名	経済産業局	府省名	経済産業省
事務・事業名	中小企業相談に係る事務		
事務・事業の類型 ※ 該当する類型に○印を付けること	1. 施設の管理・運営 2. 研修 3. 国家試験等 4. 相談 5. 広報・普及啓発 6. 検査検定 7. 徴収 8. 統計調査 9. 公物管理 10. その他		
事務・事業の概要等	中小企業者からの経営上の課題（悩み）、取引上のトラブルなどに関わる苦情相談を受付し、指導を行うとともに他の関係機関へのあっせんを行っている。相談対応には、中小企業施策及び法令等の専門知識を有する職員が当たっている。		
事務・事業に係る予算額(20年度)	約7百万円（8局合計）		
事務・事業に係る定員(20年度)	15人（8局合計）		
業務量に関連する指標の実績値	相談件数：約3,800件		
外部資源の活用状況 (外部委託を実施している場合)	経済産業局によっては、法律関係相談業務について弁護士を法律顧問として委嘱し、相談業務の円滑化を図っている。		
市場化テストの実施の可否 ※ 該当する方に○印を付けること	1. 可 2. 否		
市場化テストを実施する場合	1. 入札種別（官民競争入札又は民間競争入札） 2. 入札実施予定時期 3. 事業開始予定時期 4. 契約期間		
市場化テストを実施しない場合の理由	中小企業相談官相談事業は多種多様な相談等に対し、行政執行上も連携する都道府県等の各種支援センター、関係機関と連携・調整を取りつつ対応を実施。単純な相談業務とは異なり、これらの公的ネットワークと中小企業施策に精通した職員による相談業務を代替しうる能力を持つ民間の相談機関が存在しても、現行予算額より安い金額での受託は困難と考えられ、コスト面でも市場化するメリットに欠ける。さらに中小企業相談官は施策担当との併任が多く、当該業務のみアウトソースをしても人員の削減に直結しない。 従って、市場化テストにはなじまないと考える。		

中小企業相談官相談事業について

平成20年度 (前年度)
8,871千円 (9,581千円)

1. 事業の概要

(趣旨)

中小企業者の持つ悩みや問題解決を図るための相談の窓を広く開き、親身な相談に乗るとともに、中小企業者の生の声をくみ取り、これを的確に反映するため、中小企業相談業務を実施している。

この中小企業相談官相談業務を円滑に遂行するため中小企業関係諸機関との連絡会議を開催すること及び中小企業者に対する相談の徹底を図るための現地指導を実施すること並びに相談要領等を作成することに必要な経費である。

(事業計画)

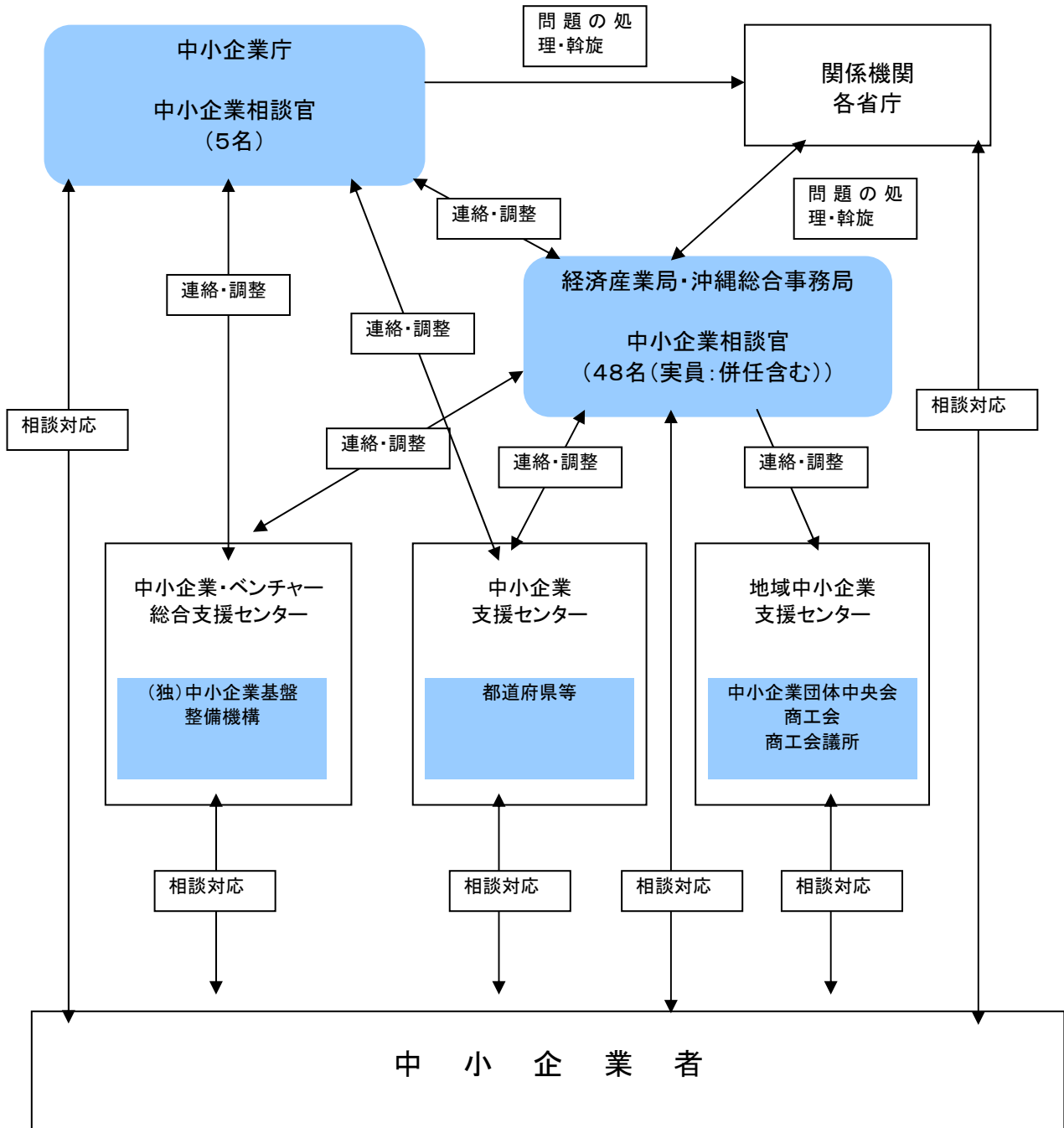
- 1 中小企業庁中小企業相談官及び経済産業局中小企業相談官の会議を中央で1回開催し、相談方針の徹底、中小企業問題の研究を行うこととする。
- 2 経済産業局に年1回、中小企業相談官・各省庁地方支分局並びに都道府県等中小企業支援センター及び中小企業団体中央会、商工会、商工会議所の指導担当者の会議を開催し、これら関係機関との協調体制の確保と相互の経験の交流による相談業務の効率化及び質の向上を図ることとする。
- 3 経済情勢の変動等により困難に直面している地域への中小企業相談官の派遣及び現地相談会の開催など中小企業者への相談の徹底を図ることとする。
- 4 中小企業相談官の相談業務の記録、相談業務実施要領、相談指針を作成することとする。
- 5 相談業務において、広範な法律上の専門知識が必要となる場合が多いので、中小企業庁及び経済産業局において顧問弁護士を委嘱することとする。

(予算の推移)

(単位:千円)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予 算 額	12,298	12,298	9,034	9,581	8,871

2. 中小企業相談事業体系図



業務実績について

1. 相談実績

(1) 小規模企業指導官・中小企業相談官・指導実績(総括表)

(単位:件)

年度	経営	技術	取引	金融	法律	経営 情報	施策 情報	その他	計
51	118	18	231	649	38	29	167	221	1,471
52	186	29	342	1,149	61	38	367	257	2,429
53	119	7	156	729	49	46	392	151	1,649
54	192	24	358	753	87	99	821	220	2,554
55	118	17	414	706	100	106	639	250	2,350
56	171	24	437	544	161	92	1,023	294	2,746
57	162	25	495	403	200	151	1,338	350	3,124
58	181	18	417	353	227	149	995	272	2,612
59	170	19	432	287	197	182	524	398	2,209
60	204	28	528	347	220	166	540	357	2,390
61	247	37	576	501	342	278	598	597	3,176
62	206	36	445	304	232	245	507	529	2,504
63	102	18	441	242	187	119	195	405	1,709
1	72	12	439	185	237	103	152	254	1,454
2	81	11	397	179	225	113	190	183	1,379
3	127	15	604	247	264	151	418	272	2,098
4	152	13	681	328	277	141	603	249	2,444
5	146	8	673	385	412	196	585	359	2,764
6	129	22	746	311	274	163	369	453	2,457
7	103	16	733	365	345	190	530	399	2,681
8	102	14	1,002	339	385	197	430	394	2,863
9	70	15	1,050	161	342	152	1,009	406	3,205
10	61	17	1,045	3,465	164	77	867	359	6,055
11	135	31	1,524	2,926	255	120	1,564	502	7,057
12	67	26	1,038	1,357	130	42	653	309	3,622
13	74	17	1,374	758	227	69	930	385	3,834
14	37	14	1,539	700	183	27	798	377	3,675
15	64	21	2,229	988	178	41	700	342	4,563
16	63	15	2,129	398	189	28	589	429	3,840
17	85	10	3,111	362	300	29	1,208	484	5,589
18	70	18	3,240	337	294	37	1,009	636	5,641
19	54	8	2,437	353	279	36	712	865	4,744

(2)平成19年度 業種別・従業員規模別・相談方法別総括表

● 業種別相談件数(平成19年度)

(単位:件)

区分	経営	技術	取引	金融	法律	経営情報	施策情報	その他	計
製造業	15	3	366	80	32	12	159	116	783
卸売業	4	1	74	11	12	3	34	14	153
小売業	5	0	505	55	49	7	92	122	835
飲食業	3	0	159	28	3	0	28	48	269
サービス業	16	2	607	42	82	8	142	224	1,123
建設業	7	1	193	56	15	0	23	38	333
運輸業	2	0	57	12	8	0	23	21	123
その他の業種	2	1	368	40	25	4	71	159	670
団体	0	0	37	12	21	1	69	52	192
非事業者	0	0	71	17	32	1	71	71	263
合計	54	8	2,437	353	279	36	712	865	4,744

● 規模別相談件数

(単位:件)

区分	経営	技術	取引	金融	法律	経営情報	施策情報	その他	計
小規模企業	39	5	1,767	178	137	15	334	524	2,999
中小企業	15	3	538	137	90	18	210	205	1,216
団体	0	0	45	11	21	1	66	50	194
その他	0	0	87	27	31	2	102	86	335
合計	54	8	2,437	353	279	36	712	865	4,744

● 相談方法別相談件数

	件数
面接	185
電話	4,548
書面	11
計	4,744

(3)平成18年度 業種別・従業員規模別・相談方法別総括表

●業種別相談件数

業種	経営	技術	取引	金融	法律	経営 情報	施策 情報	その他	計
製造業	24	12	395	72	40	8	221	93	865
卸売業	2	1	84	13	12	2	24	9	147
小売業	13	1	799	37	48	5	96	95	1,094
飲食業	4	0	174	13	7	0	30	23	251
サービス業	8	3	844	53	61	8	195	144	1,316
建設業	4	1	243	40	13	1	36	32	370
運輸業	0	0	67	16	7	2	14	11	117
その他業種	10	0	496	71	53	6	188	122	946
団体	2	0	63	8	20	2	93	48	236
非事業者	3	0	75	14	33	3	112	59	299
計	70	18	3,240	337	294	37	1,009	636	5,641

●従業員規模別相談件数

業種	経営	技術	取引	金融	法律	経営 情報	施策 情報	その他	計
小規模企業	51	11	2,294	212	152	15	497	333	3,565
中小企業	13	7	805	95	86	15	263	185	1,469
団体	3	0	73	9	19	2	93	49	248
その他	3	0	68	21	37	5	156	69	359
計	70	18	3,240	337	294	37	1,009	636	5,641

●相談方法別相談件数

相談方法	件数
面接	459
電話	5,158
書面	24
計	5,641

根拠法令・通達等

《中小企業相談官関係》

1. 中小企業庁設置法(抄)

(所掌事務)

第4条 中小企業庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 十 中小企業の経営に関する相談並びに中小企業に関する行政に関する苦情若しくは意見の申出又は照会につき、必要な処理をし、又はあつせんをすること。

2. 経済産業省組織令(抄)

第2章 外 局

第3節 中小企業庁

第2款 内部部局

第1目 長官官房及び部の設置等

(長官官房の所掌事務)

第148条 長官官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 十五 中小企業の経営に関する相談並びに中小企業に関する行政に関する苦情若しくは意見の申出又は照会につき、必要な処理をし、又はそのあつせんをすること。

3. 経済産業省組織規則(抄)

第1章 本 省

第3節 地方支分部局

(産業部の所掌事務)

第231条 産業部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 二十六 中小企業の経営に関する相談並びに中小企業に関する行政に関する苦情若しくは意見の申出又は照会につき、必要な処理をし、又はそのあつせんをすること。

(様式2)

市場化テストの実施に関する回答（事務・事業単位）

地方出先機関名	経済産業局	府省名	経済産業省
事務・事業名	特許相談に係る事務		
事務・事業の種類 ※ 該当する類型に○印を付けること	1. 施設の管理・運営 2. 研修 3. 国家試験等 4. 相談 5. 広報・普及啓発 6. 検査検定 7. 徴収 8. 統計調査 9. 公物管理 10. その他		
事務・事業の概要等	産業財産権に関する全般的な制度概要や個別出願案件に関する相談・照会の受付・対応を実施。 弁理士、TLO、地方公共団体の知財に関する相談センター、知財担当職員等が回答できない特許庁における手続に関する相談を産業財産権法等の専門知識を有する職員及び調査員があたっている。		
事務・事業に係る予算額(20年度)	約171百万円(8局合計)		
事務・事業に係る定員(20年度)	14名(8局合計)		
業務量に関連する指標の実績値	相談件数：17, 112件(平成19年度)		
外部資源の活用状況 (外部委託を実施している場合)	外部委託は実施していない。		
市場化テストの実施の可否 ※ 該当する方に○印を付けること	1. 可 2. 否		
市場化テストを実施する場合	1. 入札種別(官民競争入札又は民間競争入札) 2. 入札実施予定時期 3. 事業開始予定時期 4. 契約期間		
市場化テストを実施しない場合の理由	相談対応は、特許行政に従事した豊富な経験と最新の制度・手続等に関する知識及び正確な判断能力を有する職員による相談体制が不可欠である。 また、個別案件に関する手続相談は、弁理士法第75条により特許庁職員又は弁理士に限られるため市場化テストにはなじまない業務と考えられる。		

実施主体	相談対応者	実績	相談内容	備考
各経済産業局	特許庁職員 特許奨励等調査員	8局 約 17,000件/年	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権制度に関する一般的な相談 ・特許等の出願手続等に関する相談 ・出願済みの個別案件に対する相談 	
発明協会 (特許庁委託事業)	弁理士等	全国47都道府県 約4,000回/年 (200カ所)	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権制度に関する一般的な相談 	
日本弁理士会	弁理士	全国8カ所の日本弁理士 会支部で開催	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権制度に関する一般的な相談 ・特許等の出願手続等に関する相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別案件に係る出願書類の作成、鑑定等は有料で対応
地方自治体等で実施する相談	弁理士 企業知財部OB 等		<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権制度に関する一般的な相談 	

特許相談に係る事務（実施フロー、業務内容詳細）

主に中小・ベンチャー企業等

← 知財に関する相談 →

知財駆け込み寺
(商工会・商工会議所)

紹介 →

各経済産業局等特許室

協力・連携

各支援（専門）機関

特許庁

都道府県知的
所有権センター

(独)工業所有権情報・研修館
地方閲覧室

(社)発明協会

中小企業・ベンチャー
総合支援センター

日本弁理士会

都道府県等中小
企業支援センター

JETRO

他

【主な相談内容】

1. 知的財産権関係法令の相談
 - ・ 特許、実用新案、意匠、商標制度について
 - ・ 料金について
 - ・ 減免制度について 等
2. 特許、実用新案、意匠及び商標出願書類等作成の相談
 - ・ 出願及び中間手続
 - ・ 審判請求及び中間手続 等
3. 登録手続の相談
 - ・ 登録料納付について
 - ・ 住所及び名称表示変更登録申請
 - ・ 移転登録申請 等
4. 個別案件の相談
 - ・ 個別案件の経過について
 - ・ 特許庁からの通知に対する応答方法について
5. 特許庁及び経済産業局等の施策に対する相談
 - ・ 知的財産権制度説明会の概要説明や案内・周知等
 - ・ 特許庁ホームページで提供される庁施策やお知らせ、法規便覧（法律、施行令、施行規則、審査基準、ガイドライン、ハンドブック等）及び特許流通等について
 - ・ その他、特許庁及び経済産業局等の施策について